

令和2年第10回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和2年10月27日
13時30分～14時20分

会 場 海老名市役所3階政策審議室

令和2年第10回海老名市農業委員会定例総会

令和2年10月27日「令和2年第10回海老名市農業委員会定例総会」を政策審議室に招集した。招集委員は14名、応召委員は13名で次のとおりである。

2番 深澤 伸治 3番 清水 澄雄 4番 松島 淳一 5番 小島 富士男
6番 波多野 寛 7番 市川 和美 8番 竹内 章人 9番 新戸 和夫
10番 守屋 福夫 11番 宮墓 功 12番 金指 満 13番 二見 務
14番 大矢 美知子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝 16番 鈴木 信一 17番 尾上 富夫 18番 小松 佐一
19番 猪熊 克行 20番 齋藤 孝一

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、 管理係長 草薙 砂織、主査 加藤 友彦、主事 柴田 康平

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3 議案第51号 引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第4 議案第52号 農用地利用集積計画（案）について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 生産緑地の斡旋について
- (2) 農地転用届出による専決処分について

【事務局長】 本日も、1番委員（会長）が欠席でございます。会議の議長は会長職務代理者をお願いします。それでは、本日の開会に当たりまして、深澤職務代理

からご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理者が開会を宣言した。（開会の時間： 午後 1 時 3 0 分）

【議 長】 ただいまの出席委員は、13名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議 長】 ご異議なしということでございますので、3番委員、4番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3ページから5ページ、4. 報告事項の（1）活動状況について、（2）農地の異動状況について、（3）県許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した）

【議 長】 報告事項が終了いたしました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議 長】 ないようでしたら、この程度にさせていただきます。

本日は傍聴人がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、許可をしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議 長】 異議なしということですので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させてください。

暫時休憩といたします。

（休 憩）

【議 長】 再開いたします。

議案書6ページ、日程第1、議案第49号 農地法第3条の規定による

許可申請についてを議題といたします。

受付番号14について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 農地法第3条では、農地、または採草放牧地についての権利を移転、または設定する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければならない旨を規定しております。これは、権利の設定、移転の機会を捉えて、農地等が資産保有目的、投機目的等の対象として、農業者以外の者によって取得されないようにするとともに、生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されることにより、農業生産力の維持拡大を図ることを趣旨としたものです。

受付番号14、申請地は、大谷南■■■■■■■■■■、台帳地目、畑、現況地目、畑、■■■■■平米、議案書のとおりです。譲受人は、大谷北■■■■■■■■■■、■■■■■、譲渡人は、杉久保北■■■■■■■■■■、■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。現地のご案内図及び写真は、資料1にございます。

以上でございます。

【議長】 提案説明が終わりました。地区委員の意見を伺います。5番委員。

【5番委員】 ■■さんは、永池川の河川改修で田んぼが収用されるということで、代替地を探していたところ、自分が所有する畑の南側に隣接するこの土地で話がまとまったということです。特に問題はないと思います。

【議長】 事務局より詳細説明をお願いいたします。

【管理係長】 ■■さんの農家世帯としての状況は、■■さんが主な農業従事者で、妻の■■■さん、息子の■■さんと、■■さんの妻■■■さんが手伝いをしているそうです。経営主は、令和2年の農家台帳では、■■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は20年、従事日数は250日、妻の■■■さんの農業経験年数は20年、従事日数は60日だそうです。息子の■■さんの農業経験年数は10年、従事日数は35日、■■■さんの農業経験年数は7年、従事日数は24日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、自作地の田が■■■■■■■■■平米、畑が■■■■■平米、合計、■■■■■■■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。
続きまして、受付番号16について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 受付番号16、申請地は、本郷字■■■■■■■■■■、台帳地目、畑、現況地目、畑、■■■平米、議案書のとおりです。譲受人は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■、譲渡人は、社家■■■■■■■■■■、■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。現地の案内図及び写真は、資料3にございます。

【議長】 提案説明が終わりました。それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。19番委員。

【19番委員】 譲受人の■■さんと譲渡人の■■さんは、従弟の関係にありまして、本郷の農地ということで、■■さんは距離が離れているということで、■■さんが大体ずっと管理してきました。■■さんはいずれにしてももう農業はできないということで、■■さんと話をして買ってもらうことになったというふうに聞いております。

■■さんは、ゴボウ等を中心にしていろいろな露地野菜を作っておられます。今回、従事人数が2名とありますが、実は今年の春頃、奥さんが亡くなりました。1人になっていますが、■■さんは男の兄弟が多くて、入れ替わり立ち替わり応援にきてくれておりまして、そういう状況でやっております。問題ないものと思われま。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【管理係長】 ■■さんの農家世帯としての状況は、■■■さんが農業従事者で、経営主は、令和2年の農家台帳では、■さんになっております。先ほど委員の説明にもありましたとおり、今年の中までといたしますか、そこまでは妻の■■さんが一緒だったということになっております。■■■さんの農業経験年数は60年、従事日数は300日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、自作地の田が■■■■■■平米、畑が■■■■■■平米、合計で■■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター1台、田植機1台、耕運機2台、コンバイン1台を所有しております。また、地域集落の取決めに従い支障の出ないよう耕

ということでございます。特に問題はないかと思えます。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 今回の転用につきましては、鉄塔の経年劣化が進んでいる部材を交換し、機能維持を図る取替え工事を行うに当たり、仮設作業場として一時的に農地を転用したいという旨の申請になります。鉄塔の敷地内のみでの作業は困難であるということから、当該地での申請に至ったそうです。

資料4-1の左下、農地区分をご覧ください。農地の立地基準につきましては、こちらは第2種農地になります。これは、申請地が市役所から500メートル以内に存する農地であることから判断ができます。また、転用期間が3年以内の一時転用である場合には、立地区分に関しては例外的に許可と要件を満たすという取扱いになることから、立地基準については問題がないと判断しております。

では、資料4-2をご覧ください。こちらが土地利用計画図になります。こちらの図は、上側が北を指しております。計画としましては、申請地に現況地盤のまま、鉄板とプラスチック板を敷きまして、周囲をガードフェンスで囲う被害防除策となっております。雨水につきましては自然浸透としまして、車両の出入りにつきましては、図面下にあるキャスターゲート部分の南側市道からの進入ということになっております。

説明につきましては以上でございます。こちらにつきましては特に問題ないと事務局では判断しております。

【議長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。17番委員。

【17番委員】 申請地の周辺農地への影響と配慮した計画がされておりますが、申請地内で土地を借りている人が私物が少し置いてあったということもございますが、工事までに片づけるとの約束があるようですので、特に問題ないというふうに思います。

【議長】 それでは、受付番号9について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号9について、採決を

させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

続きまして、受付番号10について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号10、申請地は、大谷字■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、■■■■平米のうち■■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりです。転用者は、平塚市追分■■■■、■■■■■■■■■■■■■■■■株式会社、平塚支社長、■■■■、譲渡人は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■、転用の目的は、仮設作業場としての一時転用、権利の種類は、賃借権の設定、使用期間は、令和3年3月5日までになります。現地の案内図につきましては、資料5-1をご覧くださいと思います。資料につきましては、5-1のほかに、土地利用計画図と実測図をお配りしております。

【議 長】 提案説明が終わりました。地区委員の意見をお伺いいたします。5番委員。

【5番委員】 これも先ほどと同じ案件でございます。特に問題はないかと思います。

【議 長】 事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主 査】 申請理由のつきましては、先ほどの受付番号9と同様になります。資料5-1の左下の農地区分についてなのですが、こちらに関しては第1種農地になります。これは、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地内にあることから判断ができます。こちらにつきましては、転用期間が3年以内の一時転用ということになっておりますので、立地区分に関しては例外的に許可という扱いになることから、立地基準については特に問題はないものと判断しております。

それでは、資料5-2をご覧ください。こちらが土地利用計画図になりまして、上側が北を指しております。計画としましては、申請地に現況地盤のまま鉄板とプラスチック板を敷きまして、周囲をガードフェンスで囲う被害防除策となっております。雨水につきましては自然浸透としまして、車両の出入りにつきましては、鉄塔から約130メートルほど南の南

【議長】 提案説明が終わりました。それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。4番委員。

【4番委員】 前に示されていると同じ案件だと思いますが、ライフラインに関わる工事なので、問題はないと思います。

【議長】 それでは、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 申請理由につきましては、先ほどの受付番号9、10と同様に、■■■が鉄塔を補修するために仮設作業場として鉄塔周辺農地を一時的に農地転用したいという旨の申請になります。

資料6-1の左下、農地区分をご覧ください。こちらの農地の立地基準は、第2種農地になります。これは、申請地が市街化区域から500メートル以内に存する農地で、農地の規模が10ヘクタール未満であることから判断ができます。第2種農地は、申請に関わる農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に関わる事業の目的を達成することができる場合、代替地がある場合ですと許可とならない土地になりますが、逆に代替地がないと認められる場合のみ、許可となる立地区分になります。ただし、今回は転用期間が3年以内の一時転用ですので、例外的に許可となることから、立地基準については問題がないと判断しております。

続きまして、資料6-2、土地利用計画図をご覧ください。こちらの図面は、左側が北を指しております。申請地の車両通行路及び重量物を置く場所のみ、プラスチック板を敷いて、それ以外の作業員のみが立ち入る箇所には用土シート、PPシートを敷く計画となっております。申請地の周囲につきましては、単管ロープの柵とガードフェンスで囲い、仮設作業場とする計画となっております。車両の出入りにつきましては、西側の市道からのみ行う計画となっております。こちら、雨水排水の処理についてですが、全て敷地内浸透処理になります。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。17番委員。

【17番委員】 申請地は、稲刈りも終わりました、農地として管理がされておりました。周辺農地等への影響は配慮した計画がされておりますので、これも特に問題ないと思います。

【議長】 それでは、受付番号11について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号11について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

続きまして、受付番号12について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 受付番号12、申請地は、勝瀬字■■■■■■■■、登記簿地目、田、■■■■■平米、ほか■筆、合計、■■■■■■■平米になります。転用者は、平塚市追分■■■■■、■■■■■■■■■■■■■■■■■■株式会社、平塚支社長、■■■■■、譲渡人は、綾瀬市早川■■■■■■■■、■■■■■ほか■名、転用の目的は、仮設作業場としての一時転用、権利の種類は、賃借権の設定、使用期間は、令和3年1月18日から3月31日までです。こちらの現地の案内図は、資料7-1をご覧ください。資料は、案内図のほかに、現地の写真、土地利用計画の平面図、求積図をお配りしております。

【議長】 提案説明が終わりました。地区委員の意見をお伺いいたします。5番委員。

【5番委員】 この案件も、同じく■■■■■による一時転用ということでもあります。特に問題はないと思います。

【議長】 事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 こちらも先ほどの3件の申請同様、鉄塔を補修するための申請になります。

資料7-1の左下、農地区分をご覧ください。こちらの農地の立地基準は、第3種農地になります。これは、申請地が海老名市役所から300メートル以内に存する農地であることから判断ができます。第3種農地は、農地転用が原則許可となる立地区分になります。

続きまして、資料7-2、土地利用計画図をご覧ください。こちらの図

面は、左側が北を指しております。申請地の車両通行路及び重量物の設置箇所のみ、プラスチック板を敷いて、それ以外の作業員立入り箇所につきましてはP Pシートを敷く計画となっております。こちらは周囲は単管ロープ柵で区画して、仮設作業場とします。車両の出入りは、西側の市道からのみ行います。雨水排水につきましては、こちらについても敷地内浸透処理になります。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。17番委員。

【17番委員】 この申請地も、先ほど申し上げたとおり、よく農地として管理がされておりまして、また、周辺農地への影響等も考慮されて計画されておりますので、特に問題ないと思います。

【議長】 それでは、受付番号12について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号12について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書9ページ、日程第3、議案第51号 引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号31について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 こちらの証明は、農地の相続税納税猶予制度を受けている方が、3年ごとに引き続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要な書類になります。過去3年間において相続税の納税猶予を受けている農地を農地として管理してきたかということを確認するものでございます。

では、議案書の9ページをご覧ください。受付番号31、被相続人は、社家■■■■■■、■■■■、相続人は、社家■■■■■■、■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成29年8月25日から令和2年1

0月27日までです。特例農地等の明細ですが、社家字■■■■■■■■■■
■、現況地目、畑、台帳地目、畑、生産緑地内、■■■■平米、ほか■筆、
議案書のとおりでございます。事務局でこちらの農地について10月13
日に現地調査をいたしました。農地として適正に管理されていましての
で、特に問題ないと思われま。

【議長】 それでは、受付番号31について、質疑のある方。
(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。
(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号31について、採決
をさせていただきます。
賛成の方の挙手を求めます。
(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。
続きまして、議案書10ページ、受付番号32について、事務局から提
案説明をお願いいたします。

【主事】 受付番号32、被相続人は、望地■■■■■■■■■■、■■■■■■、相続人
は、望地■■■■■■■■■■、■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、
平成29年11月28日から令和2年10月27日までです。特例農地等
の明細ですが、望地■■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、農業振
興地域内、■■■■平米、ほか5筆、議案書のとおりで、合計、■■■■■■
平米になります。こちらについても事務局で10月13日に現地調査をし
ましたが、農地として現地は適正に管理されておりました。よって、特に
この件について問題ないと思われま。

【議長】 それでは、受付番号32について、質疑のある方。
(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。
(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号32について、採決
をさせていただきます。

盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、この案件につきまして問題ないと思われま

【議長】 それでは、受付番号33について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号33について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書14ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1)生産緑地の斡旋についてを案件といたします。

生産緑地番号89について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 生産緑地の買取り申出に対して、市長は、買い取らない場合、当該生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるように斡旋することに努めなければならないとされておりまして、農業委員会へ斡旋の協力依頼が来ております。

生産緑地番号89についてです。所在地は、今里■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございます。案内図及び現地の写真につきましては、資料8をご覧ください。

この農地につきましては、令和2年第8回の定例総会におきまして、土地所有者の身体の故障という事由によりまして、生産緑地の主たる従事者証明について証明願いが提出されまして、証明の決定がされました。令和2年8月31日付で市に対して、現在の土地の所有者より、この生産緑地の買取り申出がされましたが、市では買い取らないことが決定されました。その後、市から農業委員会に対して斡旋の協力依頼が来ているところでございます。斡旋につきましては、まず委員の皆様、また、周囲、地区の方に情報提供をしていただきまして、買取りを希望されている方がいら

っしやいましたら、議案書にございますとおり、11月24日の火曜日までに事務局へご連絡くださるようお願いいたします。その結果を11月25日、水曜日に、海老名市の都市計画課へ事務局から報告させていただくこととなります。

【議長】 それでは、生産緑地番号89の斡旋について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、生産緑地番号89の斡旋の件は、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということなので、了承とさせていただきます。

次に、議案書15ページから16ページ、(2)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

15ページ、農地法第4条の受付番号11から13の3件、16ページの農地法第5条の受付番号55から58の4件、併せて7件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主査】 それでは、議案書15ページでございます。農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和2年9月1日から9月30日までの間に届出がされたものです。受付番号11から13の3件で、畑、1,545.26平米、田、200平米、合計、1,745.26平米です。

続きまして、議案書の16ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和2年9月1日から9月30日までの間に届出されたものでございます。受付番号55から58までの4件で、田、597平米、畑、848.14平米、合計、1,445.14平米です。こちらにつきまして専決処分です。受理したことを一括して報告いたします。

【議長】 それでは、農地法第4条の受付番号11から13、農地法第5条の受付番号55から58について、一括して質疑をお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、農地法第4条の受付番号11から13、農地法第5条の受付番号55から58については、一括して了承とさせていただきた

と思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、一括して承認とさせていただきます。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局長】 ございません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了いたしました。長時間、ありがとうございました。

(終了 午後2時20分)